

大和市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第43号

大和市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条―第9条）

第3章 乗合自動車停留所（第10条・第11条）

第4章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第12条―第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年大和市条例第11号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、大和市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 市道（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、大和市道の構造の技術的基準を定める規則（平成25年大和市規則第43号。以下「構造規則」という。）第10条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、構造規則第9条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものと

する。

(勾配)

第5条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、構造規則第23条第1項第1号ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第6条 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第7条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第8条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、次に定める構造とするものとする。

(1) 車道等の部分より高くすること。

(2) 段差は、次に定める構造とすること。

ア 高さは、2センチメートルを標準とすること。

イ 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の通行に支障のない構造とすること。

2 前項第2号の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とし、長さ1.5メートル以上の水平な部分を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 交差点に近接する歩道等の部分には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、車両による歩行者の巻き込みを防止するための工作物を設けるよう努めるものとする。

(車両乗入れ部)

第9条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第5条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 乗合自動車停留所

(高さ)

第10条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第11条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第4章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第12条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第13条 歩道等及び乗合自動車停留所には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要と認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場所には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる場合は、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第14条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの

機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第15条 歩道等には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(排水溝)

第16条 歩道等（縁石を除く。）その他の歩行者の通行の用に供する部分においては、排水溝を設けないものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により排水溝を設ける場合においては、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。